

立 会 要 請 書

太建発第 962 号
令和 7 年 1 月 7 日

様

起 業 者 常陸太田市
上記代表者 常陸太田市長 宮田 達夫
茨城県常陸太田市金井町 3 6 9 0 番地

常陸太田市道 0 1 3 9 号線新設工事及び日立市道 6 7 5 0 号線新設工事並びにこれに伴う農業用水路付替工事施工のため、土地収用法第 3 6 条第 1 項の規定による土地調書及び物件調書を作成することについて、同条第 2 項の規定により、下記のとおり貴殿の立会及び署名押印を要請します。

なお、対象者が多数のため、開始時刻を設定させていただきますが、ご都合が悪い場合は、他の回にお越しいただくことも可能です。

下記の日時以外をご希望の場合は、事前にご連絡願います。

また、上記について代理人を定め、代理人に一切の権限を委任する場合は、別紙「委任状」に必要事項を記載の上、代理人が持参し提出願います。

記

| | |
|--|--|
| 1 (1) 事業の種類 常陸太田市道 0 1 3 9 号線新設工事及び日立市道 6 7 5 0 号線新設工事並びにこれに伴う農業用水路付替工事 | (2) 事業の認定の告示年月日 令和 6 年 5 月 3 0 日 |
| 2 立会を要請する日時及び場所 | |
| (1) 日付 令和 7 年 1 月 1 9 日 (日) | |
| 場所 茨城県常陸太田市金井町 3 6 9 0 常陸太田市役所 3 階大会議室 | |
| 時間 | 第 1 回 午前 1 0 時 0 0 分から 第 2 回 午後 1 時 0 0 分から |
| (2) 日付 令和 7 年 1 月 2 0 日 (月) | |
| 場所 茨城県常陸太田市金井町 3 6 8 3 - 2 常陸太田市役所 分庁舎 2 階 2 0 1 会議室 | |
| 時間 | 第 3 回 午前 1 0 時 0 0 分から 第 4 回 午後 1 時 0 0 分から 第 5 回 午後 2 時 3 0 分から |
| <u>※車は市役所駐車場をご利用ください。</u> | |

3 その他

土地調書の対象となる土地の表示

常陸太田市亀作町字赤坂1664番2

常陸太田市亀作町字赤坂1664番3

物件調書の対象となる物件の所在の表示

常陸太田市亀作町字赤坂1664番2

常陸太田市亀作町字赤坂1664番3

4 参考（土地収用法第36条第1項から第3項を抜粋）

（土地調書及び物件調書の作成）

第三十六条 第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた後、起業者は、土地調書及び物件調書を作成しなければならない。

2 前項の規定により土地調書及び物件調書を作成する場合において、起業者は、自ら土地調書及び物件調書に署名押印し、土地所有者及び関係人（起業者が過失がなくて知ることができない者を除く。以下この節において同じ。）を立ち会わせたと、土地調書及び物件調書に署名押印させなければならない。

3 前項の場合において、土地所有者及び関係人のうち、土地調書及び物件調書の記載事項が真実でない旨の異議を有する者は、その内容を当該調書に附記して署名押印することができる。

5 連絡先

〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町3690番地

常陸太田市 建設部 建設課 （開庁：午前8:30～午後5:15）

☎ 0294-72-3111（内線：212（担当：岡崎、安藤））

以上

委任状

住所

受任者

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

常陸太田市道0139号線新設工事（茨城県常陸太田市亀作町字浅川地内から同市亀作町字檜部地内まで及び同市亀作町字赤坂地内から同市真弓町字屏風嶽国有林地内まで）及び日立市道6750号線新設工事並びにこれに伴う農業用水路付替工事に係る土地収用法（昭和26年法律第219号）第36条第1項の規定による土地調書及び物件調書の作成にあたり、同法36条第2項の規定より同調書作成に立会し、署名押印する権限。

令和 年 月 日

住所

委任者

氏名

Ⓔ